

各 位

炭素鋼製突合せ溶接式継手に対して課する
不当廉売関税に関する具体的取扱いについて

「炭素鋼製突合せ溶接式継手に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」（平成29年政令第324号）に基づき、下記対象国を原産地とする炭素鋼製突合せ溶接式継手に対しては、平成29年12月28日から暫定的な不当廉売関税を課しています。今般「炭素鋼製突合せ溶接式継手に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」（平成30年政令121号）が公布され、下記のとおり不当廉売関税が賦課されることとなりますので、お知らせします。

記

1. 対象貨物

関税定率法の別表第7307.93号に掲げる突合せ溶接式継手のうち炭素鋼製のもの

2. 対象国

大韓民国及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）

3. 税率

対象国等	税率
大韓民国を原産地とするもの	69.2%
TK Corporationにより生産されたもの	41.8%
中国を原産地とするもの	57.3%

4. 期間

平成30年3月31日から平成35年3月30日まで

5. システムを利用して行う輸入（納税）申告について

「内国消費税等種別コード（輸入）」欄に次のコードを入力する。

対象国等	NACCS 用コード
大韓民国を原産地とするもの	S 0 0 8 0 0 1
TK Corporationにより生産されたもの	S 0 0 8 0 0 2
中国を原産地とするもの	S 0 0 8 0 0 3

6. 参考

輸入統計品目表の改正に伴い、4月1日（日）から対象となる品目コードが「7307.93-000」から「7307.93-010」に変更となりますのでご注意ください。

問合せ先

通関総括第1部門（手続関係） TEL03-3599-6337

首席原産地調査官（原産地認定関係） TEL03-3599-6527